

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 1 9 日

各区市町村  
介護保険主管課 ご担当者 様

東京都国民健康保険団体連合会  
介護福祉部 介護保険課

令和 3 年度介護報酬改定に伴う新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に対する令和 3 年 9 月 3 0 日までの上乘せ分）の請求に係るサービス事業所への周知について（依頼）

平素、本会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和 3 年 9 月 3 0 日までの間、各サービス種類の基本報酬に 1 / 1 0 0 0 に相当する単位数（以下「上乘せ分」という。）を算定することとされ、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）」（令和 3 年 3 月 3 1 日厚生労働省老健局事務連絡）にて、当該上乘せ分の請求を行わない場合には、本会の審査において返戻の扱いとなることが示されていることから、サービス事業所に介護報酬のお支払ができない可能性がございます。

つきましては、今般の改定内容を踏まえ、サービス事業所から適正にご請求をいただけるよう、管内のサービス事業所に対し、本年 5 月以降のご請求に係る留意事項として、ホームページ掲載等の方法により上乘せ分のご請求が必須である旨を周知いただきたく、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、総合事業サービスに関しましては、当該上乘せ分のご請求については、任意となっておりますことを申し添えます。

《問い合わせ先》

東京都国民健康保険団体連合会  
介護福祉部 介護保険課 介護審査係  
電話 03-6238-0193(直通)

《参考》令和3年3月31日厚生労働省老健局事務連絡  
「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）」（抜粋）

「Ⅰ 介護報酬改定関係資料」中、「資料6 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（3頁）」

○令和3年9月30日までの上乗せ分について

「Ⅰ-資料1\_介護報酬の算定構造のイメージ」の各サービス種類における算定構造の下部に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須である。当該上乗せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻となる。

（以下省略）

「Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料」中、「資料5 介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について（3頁）」

○令和3年9月30日までの上乗せ分について

「Ⅱ-資料3\_介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ」の各サービス種類における算定構造の下部に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定を可能とする。

（以下省略）

※ 電子請求受付システムの「お知らせ」に掲載するほか、本会のホームページにおいても、同様の周知を行います。

▼国保連ホームページ▼

HOME > 介護事業所等の皆様 > 令和3年度報酬改定関連 > 国保連インタフェース > 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和3年3月31日）